

公示 令7第1号
令和7年3月1日

三菱鉛筆健康保険組合
理事長 鈴木 孝雄

法第37条被保険者の標準報酬に関する公示

法第37条の任意継続被保険者の標準報酬月額は引き続き従前の額によるが、その額が法第47条の規定による当組合の令和6年9月30日現在(1月から3月までの標準報酬月額については前々年)における全被保険者の平均報酬月額を基礎とした標準報酬月額(平均標準報酬月額)を超える者については、平均標準報酬月額とする。

ただし、法第47条第2項の規定に基づいて制定された組合同約第44条第2項の施行日である令和6年4月1日以降に任意継続被保険者資格を取得した者は、当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

よって、令和6年3月31日までに任意継続被保険者資格を取得した者に適用される平均報酬月額及び平均標準報酬月額並びに適用期間を下記のとおり公示する。

記

1. 平均報酬月額 374,352円
2. 平均標準報酬月額 380,000円
3. 適用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

以上